

## 売買取引条件の公表

- ① 営業日 HPの市場カレンダーによる。
- ② 営業時間 営業 6時30分から16時  
事務 8時から16時
- ③ 物品の引渡し方法 会社に対する物品の引渡しは、市場内の卸売場で行う。  
ただし、条例第32条第2項の規定による場合は、当該場所において物品の引渡しを行うこととします。
- ④ 委託手数料の種類

販 売 品 目	定 率
野菜(きのこを含む。)及びその加工品(つけ物は除く。)	100分の 8.5
果実及びその加工品	100分の 7
つけ物	100分の 8
干わかめ、干ひじき、うご	100分の 5.5
鳥卵、鶏卵、鳥肉及びこれらの加工品	100分の 1.5
その他食品	100分の 5

- ⑤ 委託者の費用負担

受託物品の卸売にかかわる次の費用は、これらに係る消費税額及び地方消費税額に相当する額を含めて委託者の負担とします。

- (1) 通信費(当該物品の販売するに当たって委託者等への連絡に要する費用)
- (2) 運送料(会社の当該物品の卸売場又は条例第32条第2項に規定する場所までの運搬及び積卸しに要する費用)
- (3) 売買仕切金等の送金料
- (4) 保管料(受託物品を冷蔵その他の方法により保管をしたため特に経費を要したときは、その費用)
- (5) 調整費(容器、手入加工その他の調整に特に経費を要したときは、その費用)
- (6) その他会社が立替えた費用

2. 委託手数料及び前項各号の費用は、委託物品の卸売金額から控除するものとします。

買受人の費用負担

- (1) 個別契約による。

- ⑥ 販買代金支払支払期日及び支払方法

請求金額の買受の日より起算して3日以内に支払う。

- ⑦ 奨励金の種類

出荷奨励金、完納奨励金